

## 公的研究費の不正防止基本方針

2017年6月策定

2022年4月一部改訂

日本ビーシージー製造株式会社 最高管理責任者

日本ビーシージー製造株式会社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学省大臣決定 令和3年2月1日改正)に基づき、以下の通り、不正防止基本方針を一部改訂し、公的研究費の適正な運営・管理に努めます(変更箇所は下線で示しています)。

### ● 社内責任体系の明確化

- ・ 社内の責任体系を明確化し、社内外に周知・公表する。
- ・ 監査役(監事)によるチェックを要件化し、組織全体の健全なガバナンスを維持する。

### ● 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- ・ 事務処理手続きについてルールを定め、適宜見直しを行い明確かつ統一的な運用を図る。
- ・ コンプライアンス教育・啓発活動を実施し関係者の意識の向上と浸透を図る。
- ・ 公的研究費の運営・管理に係る事務職員について職務分掌が空文化しないよう適切に見直す。
- ・ 社内外からの告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化を図る。

### ● 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ・ 統括管理責任者と防止計画推進部署は、具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ・ 防止計画推進部署と監査役(監事)との連携を強化し、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- ・ 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正リスク評価を行う。
- ・ 不正防止計画は、不正リスク評価で把握した不正リスク要因への対策を反映させ、不正発生要因に応じて随時見直しを行う。

### ● 研究費の適正な運営・管理活動

- ・ コンプライアンス推進責任者のモニタリングによる予算執行状況の把握と、問題改善策を実施する。
- ・ 研究者による直接発注禁止、事務部門による発注・検収等により業者と研究者との癒着を予防する。
- ・ 取引業者に対し、不正対策方針及びルールを周知徹底し、誓約書の提出を求める。

### ● 情報発信・共有化の推進

- ・ 社内外からの、公的研究費の使用ルール等に関する相談を受付ける窓口を設置する。
- ・ 会社の不正への取組み周知のため、社内規程、不正防止計画などを外部に公表する。

### ● モニタリング

- ・ 不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的知識を有するものを活用して内部監査の質の向上を図る。
- ・ 内部監査部門と監査役(監事)との連携を強化し、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施する。
- ・ 内部監査結果をコンプライアンス教育・啓発活動などにより周知し、再発防止に努める。

以上